

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則	福島県議会定例会を招集する件 ○地籍調査の成果について認証した 件二件	五六
	○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	五七
	○道路の区域を変更する件四件	五七
	○道路の供用を開始する件二件	五八
告 示	公 告	
	○土地改良事業の工事の完了について届出があった件二件	五九
	福島県選挙管理委員会	
	○個人演説会等を開催することができ る施設として指定した旨報告があ った件	五九

規 則

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月十二日

福島県規則第八十二号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則(平成十四年

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 独立行政法人水資源機構

第四条中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十二号までを五号ずつ繰り上げる。

第十八条第一号ウ(四)及び第二十条第一号コ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県規則第八十三号

福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

福島県食品衛生法施行細則(昭和三十三年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第四十九条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第八十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三株式会社きらやか銀行の項中「郡山支店」を削り、同表須賀川信用金庫の項中「玉川支店」の下に「安積支店」を加える。

附 則

この規則中別表第三株式会社きらやか銀行の項の改正規定は平成二十年九月二十二日から、同表須賀川信用金庫の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第六百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十年九月二十五日福島市に招集する。

平成二十年九月十二日

福島県告示第六百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県知事 佐藤 雄平
(総務課)

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市片平町岩倉の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百二十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市湖南町館及び舟津の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市四倉町上仁井田字横川八九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

いわき市四倉町上仁井田字横川八九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

3 公衆の保健
解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(治山対策課)

福島県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道二八 九号	西白河郡西郷村大字真船字高清水三八番地先から 郡同 村大字真船字横川三八番一地先まで	変更前	A 九・五 B 一三・〇	一、三二一・〇
		変更後	A 九・五 B 一三・〇	一、三二一・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

国道二八 九号	西白河郡西郷村大字真 船字高清水三八番地先 から	変更前	A 九・五 八〇・〇 一三・〇	一、 三二一・〇
	同 郡同 村大字真 船字横川三八番一地先 まで	変更後	B 一三・〇 一三三・〇	

(道路計画課)

福島県告示第六百二十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

県道北山 会津若松 線	喜多方市塩川町中屋沢 字並柳六六九番地先か ら	変更前	A 四・五 二九・五	七九一・〇
	同 市塩川町金橋字 千刈二二三一番一地先 まで	変更後	B 四・五 一四・〇 五〇・〇	

(道路計画課)

福島県告示第六百三十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	--------------	-----------------	------------------

県道猪苗 代塩川線	喜多方市塩川町金橋字 金川一四三番二地先か ら	変更前	六・八 二八・〇	二八六・四
	同 市塩川町金橋字 金川二二六番地先まで	変更後	一三・五 三七・四	

(道路計画課)

福島県告示第六百三十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道月舘霊山線	伊達市霊山町山戸田字土関六七番四地先から 同 市霊山町山戸田字土関六四番四地先まで	平成二〇年九 月二二日

(道路計画課)

福島県告示第六百三十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八九号	西白河郡西郷村大字真船字高清水三八番地先 から 同 郡同 村大字真船字横川三八番一地先 まで	平成二〇年九 月二二日

公 告

公告第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良事業を行 地区名 土地改良事 施行認可年月日 工事の完了年月日
つた者の名称 業の種類

葛尾村 野行 基盤整備促進 平成一三年六月二 平成一九年二月二
(農業用用排 七日 八日

水施設)

南相馬市 深野 基盤整備促進 平成一二年六月二 平成一九年一二月
(農道) 三日 二七日

(農村計画課)

公告第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良事業を行 地区名 土地改良事 施行認可年月日 工事の完了年月日
つた者の名称 業の種類

檜葉町 檜葉(大 農村総合整備 平成一六年九月二 平成一八年三月一
道下) 統合補助 二日 六日

(市町村型)

(農村計画課)

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年九月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

平成二〇年 九月二日	指定年月日	いわき市好 間町上好間 字忽滑三七 番地	指定施設の 所在地	いわき市好 間町上好間 集会所	指定施設の 名称	いわき市長	指定施設の 管理者	八〇平方メー トル	聴衆席の面積	七〇人	聴衆席収容 見込人員数
---------------	-------	-------------------------------	--------------	-----------------------	-------------	-------	--------------	--------------	--------	-----	----------------